

エビス (株)

末光 茂寛 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



特定 建設業の許可について (通知)

令和 3年 8月 19日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、
建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失った
ので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許 可 (特 - 3) 第 108078 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 3年10月15日 から 令和 8年10月14日 まで
建 設 業 の 種 類	

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業
解体工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 8年 9月 14日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)